

## 令和6年能登半島地震に係る市税納期限等の延長後の期限 の決定について

令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

豊橋市では、令和6年1月1日に発生した能登半島地震による被災状況を踏まえ、豊橋市市税条例第10条第1項の規定に基づき、「富山県又は石川県に住所等を有する納税義務者等」に係る市税の申告・納付等の期限のうち、令和6年1月1日以降に到来する期限について、当面の間延長する措置を講じましたが、この度、令和6年6月20日付け豊橋市告示第234号により、以下の表のとおり延長後の期限を定めましたのでお知らせします。ただし、石川県七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町及び鳳珠郡能登町においては、納期限等の延長を継続しています。

### 対象となる納税義務者及び税目

#### ■個人市民税(普通徴収)

納期	延長前の納期限	延長後の納期限
令和5年度第4期	令和6年1月31日	令和6年7月31日
令和6年度第1期	令和6年7月1日	令和6年7月31日
令和6年度第2期	令和6年9月2日	令和6年9月2日(変更はありません)
令和6年度第3期	令和6年10月31日	令和6年10月31日(変更はありません)
令和6年度第4期	令和7年1月31日	令和7年1月31日(変更はありません)

#### ■固定資産税及び都市計画税

納期	延長前の納期限	延長後の納期限
令和5年度第4期	令和6年2月29日	令和6年7月31日
令和6年度第1期	令和6年5月31日	令和6年7月31日
令和6年度第2期	令和6年7月31日	令和6年7月31日(変更はありません)
令和6年度第3期	令和7年1月6日	令和7年1月6日(変更はありません)
令和6年度第4期	令和7年2月28日	令和7年2月28日(変更はありません)

#### ■軽自動車税(令和6年度)

延長前の納期限	延長後の納期限
令和6年5月31日	令和6年7月31日

■上記以外

延長前の納期限	延長後の納期限
令和6年1月1日から令和6年7月30日までの間に到来するもの	令和6年7月31日

お問い合わせ先一覧

お問い合わせの内容	担当課	電話番号(直通)
個人市民税について	市民税課	0532-51-2200
固定資産税及び都市計画税について	資産税課	0532-51-2215
軽自動車税について	資産税課	0532-51-2210
市税の納付について	納税課	0532-51-2234

お問い合わせ先

財務部 市民税課

所在地/〒440-8501 愛知県豊橋市今橋町1番地 (豊橋市役所 西館2階)

電話番号/0532-51-2205 E-mail/ [shiminzei@city.toyohashi.lg.jp](mailto:shiminzei@city.toyohashi.lg.jp)